④　運用財産のファンドへの投資の状況

| 投資先ファンドの種類 | 価額の算出者 | ファンド関係者における関係会社の名称等 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

（注意事項）

１　投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下１において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。

２　運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

３　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

| 運用財産が保有する投資対象の区分 | 投資対象の保有額 | 左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額 | 割合 |
|---|---|---|---|
| 法附則第３条の３第３項第１号へに規定する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認め